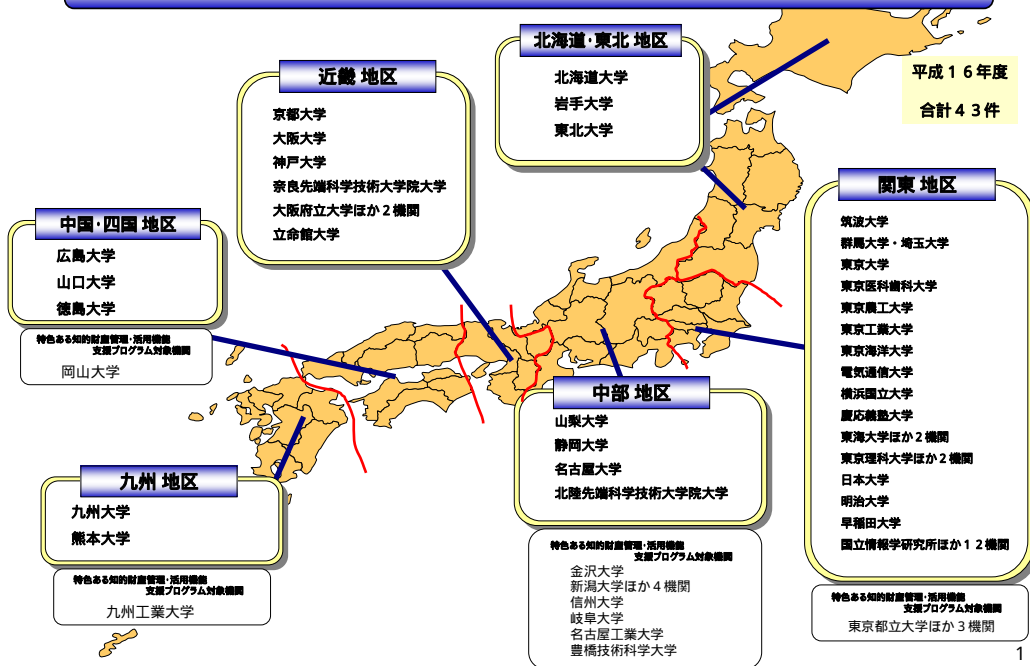


【参考資料】

3 . 文部科学省

「大学知的財産本部整備事業」実施機関一覧



大学知的財産体制の整備・充実

各大学においては、民間企業経験者や弁理士等の外部人材を積極的に活用し、知的財産の管理・活用体制を整備している。
また、大学知的財産本部の整備にあわせ、大学の産学官連携体制の再編・充実を進めている大学が多い。（体制事例参照）

大学知的財産本部で活用している外部人材 504名（1大学あたり：約12名）
 大学知的財産本部等の産学官連携体制に従事している内部教職員 799名（1大学あたり：約19名）
総数：1,303名（1大学あたり：約30名）

上記の件数は大学知的財産本部整備事業に選定された43機関を対象に平成16年6月時点で調査したものの。

知的財産関係のルールの整備

大学の現状や地域の実情等を踏まえた、知的財産のマネジメント体制の一環として「知的財産ポリシー」や「利益相反ポリシー」等のルールを整備することが重要。現在、各大学等において、これらのルールを着実に整備をしている。

- ・「知的財産ポリシー」を整備済みの大学等機関： 40件(35件)
- ・「職務発明関係規定」を整備済みの大学等機関： 41件(40件)
- ・「利益相反ポリシー」を整備済みの大学等機関： 29件(19件)

括弧内は、平成16年6月時点で調査したもの。

3

知的財産関連活動の情報発信

知的財産に関する管理体制、知的財産ポリシー等を産業界等に公開・普及することは、円滑な契約や協定を促すために重要。現在、知的財産関連の活動に関するホームページの作成や発明状況、技術相談体制を公開する大学が増えてきている。

- 大学知財本部のホームページを開設している大学 43機関
- ホームページで知財ポリシーや契約書の雛形等を公表している大学 33機関
- 発明状況や技術相談等のデータベースを構築している大学 34機関

4

文部科学省

大学における産学官連携体制事例

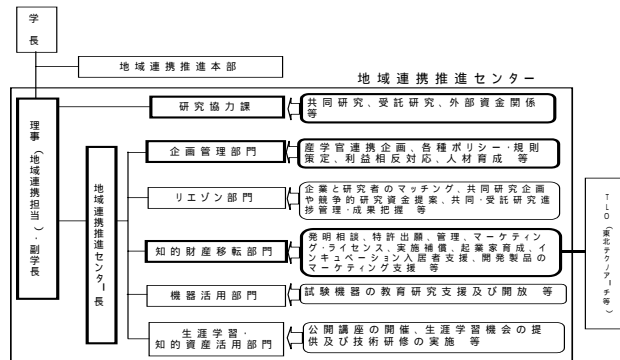
岩手大学：地域連携推進センター

地域共同研究センター、機器分析センター、生涯学習センターの3センターを統合し、「地域連携推進センター」として平成16年4月1日に再編。企画管理部門、リエゾン部門、知的財産移転部門、機器活用部門、生涯学習・知的資産活用部門の5部門から構成され、技術系から文系までの幅広い分野での知財創出から事業化まで一貫して支援できる体制として整備。

【地域連携センターの人員】

事務局10名を含め、技術移転室マネージャーやインキュベーションマネージャー等の外部人材を中心とした19名で構成。

【構成図】



5

大学における産学官連携体制事例

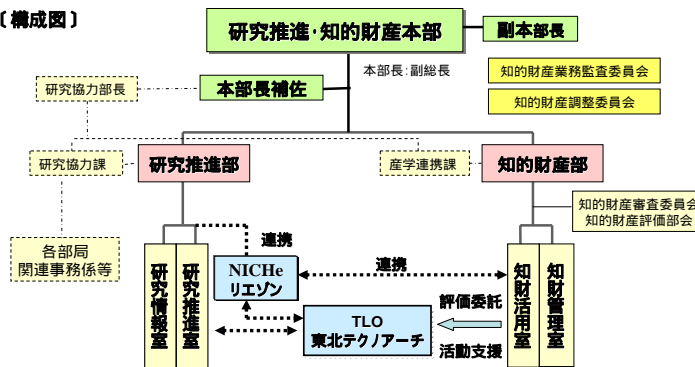
東北大学：研究推進・知的財産本部

研究推進部と知的財産部の2部門により平成16年6月より構成。創造から活用まで一元管理することにより、「知的創造サイクル」の実現を目指す。研究推進部は研究支援環境の整備向上と知的創造を促進する役割、知的財産部は「発明等届出を受けて出願処理・維持管理・活用」といった知的権利化と活用を促進するための役割を果たす。研究推進部は「研究推進方針の策定と学内関係先への徹底」、「外部研究資金や共同研究/受託研究の企画・相談窓口」といった「学内・学外」両面での対応機能があり、内部教職員を中心とした体制となっている。一方、知的財産部は、教職員が未経験領域であるため、幹部ポストはすべて外部人材を配置してある。

【本部の人員】

事務局の16名を含め、アドバイザー等の外部人材を中心とした32名で構成。

【構成図】



6

文部科学省

大学における産学官連携体制事例

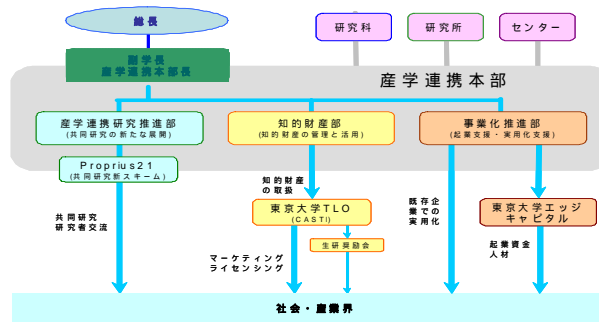
東京大学：産学連携本部

平成16年4月より全額組織として「産学連携本部」を設置。既存の共同研究に加え、共同研究の新たな形態を模索し、その展開を図る「産学連携研究推進部」、起業化・実用化を支援する機能を持つ「事業化推進部」、そして、大学知的財産整備事業と直結し、知的財産の効果的・効率的な管理と活用を図る「知的財産部」の三部体制をとっており、「知的財産部」は他の二部と密接な連携をとりつつ、産学官連携事業の「中流域」として重要な位置にある。産学連携本部は、全学組織として知的財産に関連する上流（知的財産の創出に関わる産学官連携、共同研究、受託研究等の推進）から、下流（知的財産の活用に関わるインキュベーションや起業化並びに既存企業での事業化等）に至るまでの共通基盤を提供することをその役割とする。

【本部の人員】

事務局や内部教員の併任、非常勤を含め、外部人材を中心とした60名で構成。

東京大学の産学連携組織



7

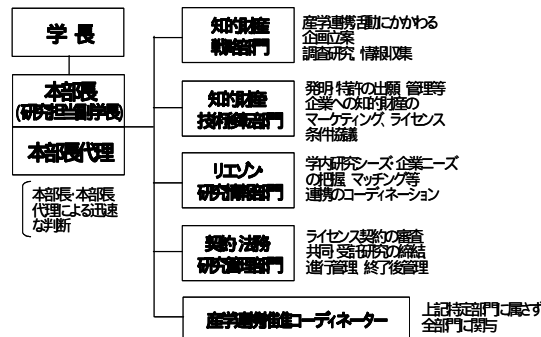
大学における産学官連携体制事例

東京工業大学：産学連携推進本部

平成15年8月に「産学連携推進本部」を設置するための学内規程を制定。産学官連携の一元的窓口としてライセンス活動のみでなく、企業と大学をつなぐリエゾン活動を重視するため、以下の4部門の体制で外部人材を含む30名から構成。

- (1) 知的財産戦略部門：部門長及び部門員の計2名。産学連携活動にかかる企画立案等を実施。
- (2) 知的財産・技術移転部門：部門長、部門員2名（外部人材）及び特許専門職員1名（外部人材）の計4名。学内教員からの発明相談、知的財産制度に関する問い合わせへの対応、学内の知財意識の普及啓発等を担当。
- (3) リエゾン・研究情報部門：部門長及び部門員4名の計5名。大学の研究資源と企業のニーズ等とのマッチング等を行う。
- (4) 契約・法務・研究管理部門：事務職員19名。研究協力部研究業務課及び産学連携課の必要な事務職員で構成し、ライセンス契約、共同研究契約の実務業務を行う。

【構成図】



8